

広島県告示第二百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）一・四・〇〇一号広島南道路

三 事業施行期間

平成二十年三月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島市西区観音新町四丁目及び扇一丁目地内

使用の部分

広島市西区観音新町四丁目及び扇一丁目地内